

2025年12月15日

各 位

会社名 株式会社ベクトル  
代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 西江 肇司  
(コード番号: 6058 東証プライム)  
問い合わせ先 代表取締役副社長 CFO 後藤 洋介  
電話番号 03-5572-6080

### 持分法適用会社の異動（株式譲渡）および特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の持分法適用会社である台湾微告有限公司（以下、マイクロアド台灣といいます。）の全株式を株式会社マイクロアド（以下、マイクロアドといいます。）に譲渡することを決議し、本日付で株式譲渡契約を締結しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。本株式譲渡により、マイクロアド台灣は当社の持分法適用会社から外れる予定です。

また、特別利益を計上する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

#### 1. 株式譲渡の理由

当社グループは、「いいモノを世の中に広め人々を幸せに」という経営理念を掲げ、戦略PRサービスを中心とする事業を展開しこれまで一貫して成長を実現してまいりました。

また、その成長局面においても、市場環境の変化にいち早く対応しながら継続的にサービスの拡充と強化を推し進め、実効性とコスト効率を両立させながら顧客の「いいモノを世の中に広める」ためのマーケティング戦略を総合的にサポートする「FAST COMPANY」として、顧客が必要とするマーケティングサービスを幅広くワンストップで提供する体制の整備を進めております。

当社はこのような取り組みの一環として、2018年11月に台湾においてデジタルマーケティング事業を展開するマイクロアド台灣の株式を取得し、持分法適用会社といたしました。

この度、同社の株主であるマイクロアドより、当社が保有するマイクロアド台灣の全株式の買取りについて申し入れがありました。当社においては、マイクロアド台灣の事業の将来性や市場環境を踏まえた慎重かつ厳正な評価を実施した結果、本株式譲渡は適正な価額による取引であると判断し、株式譲渡に合意いたしました。

#### 2. 株式譲渡する持分法適用会社の概要

(1) 名称	台湾微告有限公司
(2) 所在地	中華民国台北市
(3) 代表者の役職・氏名	董事長 総經理 丸木 勇人
(4) 事業内容	アドプラットフォーム事業、広告配信事業
(5) 資本金	6百万台湾ドル
(6) 設立年月日	2009年1月

(7) 直前事業年度の純資産及び総資産	純資産 240 百万台湾ドル（約 1,173 百万円） 総資産 311 百万台湾ドル（約 1,521 百万円）	
(8) 大株主および持分比率	MicroAd Hong Kong Holdings, Ltd. 70.00% 当社 30.00%	
(9) 当社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は、当該会社の議決権の 30.00% を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(注) 日本円換算表記は、1 台湾ドル=4.89 円換算しております。

### 3. 株式譲渡の相手先の概要

(1) 名称	株式会社マイクロアド	
(2) 所在地	東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 渡辺 健太郎	
(4) 事業内容	データプラットフォーム事業	
(5) 資本金	1,033 百万円	
(6) 設立年月日	2007 年 7 月	
(7) 大株主および持分比率	(株)サイバーエージェント 48.70% (株)SWAY 6.65% 楽天証券(株) 1.73% 渡辺 健太郎 1.36% 福田 久也 1.22% (株)日本カストディ銀行（信託口） 0.97% マイクロアド従業員持株会 0.97% (株)SBI 証券 0.91% MSCO CUSTOMER SECURITIES（常任代理人モルガン・スタンレー証券(株)） 0.78% 日本証券金融(株) 0.68% (注)	
(8) 当社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(注) 大株主および持分比率の記載はマイクロアドが 2025 年 5 月 15 日に提出した第 19 期半期報告書に記載された「大株主の状況」をもとに記載しております。

## 4. 持分法適用会社に対する所有株式比率および譲渡価額

(1) 譲渡株式数	180,000 株
(2) 譲渡価額	580 百万円

## 5. 日程

(1) 取締役会決議日	2025 年 12 月 15 日
(2) 契約締結日	2025 年 12 月 15 日
(3) 株式譲渡実行予定日	2026 年 1 月 31 日

## 6. 特別利益の計上

本件譲渡契約における前提条件の充足を経て株式譲渡を実行次第、2026 年 2 月期の連結決算において、関係会社株式売却益約 2 億円を特別利益として、個別決算において、関係会社株式売却益 4 億円を特別利益に計上する予定です。なお、連結決算における当該売却益につきましては現時点での見積額であり、変動する可能性があります。

## 7. 今後の見通し

本件株式譲渡に伴う損益への寄与は想定されるものの、連結業績に与える影響は重要性が高いものではないと見込んでおりますが、開示すべき事項が判明した場合は速やかに開示いたします。

以上